

## 社会保障審議会児童部会保育専門委員会（仮称）の設置について（案）

### 1. 設置の趣旨

平成20年度に改定された保育所保育指針について、改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化（保育所利用児童数の増加、子ども・子育て支援新制度の施行、児童虐待対応件数の増加）や更には、グローバル化、急速な情報化や技術革新など今後予測される人間生活の質的な変化等を踏まえて、その内容がこれらの保育を取り巻く様々な社会の変化に沿ったものか検討する必要がある。

また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である幼児期の教育については、幼稚園教育要領の改訂に向けた検討等が進められている。

これらを踏まえ、保育所保育指針の改定等に資する検討を行うため、社会保障審議会児童部会に「保育専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

### 2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は、保育に知見のある学識経験者及び保育に携わる有識者等から構成する。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会には、オブザーバーとして内閣府及び文部科学省が参加することができる。
- (5) 専門委員会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課において処理する。

### 3. 主な検討事項

- (1) 保育所における保育の基本的なあり方の検討
- (2) 保育所保育指針の改定等に向けた検討
- (3) その他

### 4. その他

委員会は原則公開とする。

社会保障審議会児童部会保育専門委員会（仮称）  
検討スケジュール（案）

第1回（11月）

- 委員長の選任
- 今後の進め方について
- 現行の保育所保育指針について
- 論点の提示

第2回（12月（予定））

- 論点について

第3回（28年1月（予定））

- 論点について

※ 今後の開催スケジュールについては、委員会の検討状況等を踏まえながら、調整していく。

# 保育所保育指針について

- 第1章～第7章で構成、保育所における保育の内容を定める
- 厚生労働大臣告示（平成21年3月28日公布、平成21年4月1日施行）

## 第2章 子どもの発達

保育士等が子どもの発達及び生活の連続性に配慮して保育するため、乳幼児期の発達の特性や発達過程について示す

1. 乳幼児期の発達の特性
2. 発達過程

## 第7章 職員の資質向上

質の高い保育を展開するために必要となる職員の資質向上について、施設長の責務を明確化するとともに研修等について示す

1. 職員の資質向上に関する基本事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等

## 第3章 保育の内容

乳幼児期の子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などの事項及び保育士等が行わなければならない事項等、保育所における保育の内容を示す

1. 保育のねらい及び内容
2. 保育の実施上の配慮事項

## 第1章 総則

保育所保育指針の基本となる考え方と全体像を示す（2章以下の根幹を成す）

1. 趣旨
2. 保育所の役割
3. 保育の原理
4. 保育所の社会的責任

## 第6章 保護者に対する支援

保護者支援の原則や基本を踏まえ、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援について示す

1. 保育所における保護者に対する支援の基本
2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
3. 地域における子育て支援

## 第4章 保育の計画及び評価

計画に基づいた保育の実施のため、「保育課程」及び「指導計画」を明確化するとともに、保育の質の向上の観点から、保育所や保育士等の自己評価について示す

1. 保育の計画
2. 保育の内容等の自己評価

## 第5章 健康及び安全

子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保のため、保育所において留意しなければならない事項について示す

1. 子どもの健康支援
2. 環境及び衛生管理並びに安全管理
3. 食育の推進
4. 健康及び安全の実施体制等

## 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の策定について

- 全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、改正認定こども園法第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他教育及び保育の内容に関する基準として策定
- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、この教育・保育要領を踏まえて教育又は保育を行わなければならない(改正認定こども園法第6条)

中央教育審議会教育課程部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議での報告(平成26年1月16日)を踏まえ、4月30日に関係大臣告示(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)

教育・保育要領解説を作成・公表  
(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/s-youho-k.pdf>)

### 基本的な考え方

- 幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性
  - ・ 環境を通して行う教育及び保育を基本
  - ・ 健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域を維持し、ねらい・内容・内容の取扱いで構成
  - ・ 養護のねらいや内容、乳児・3歳未満児の保育の配慮事項について規定
- 小学校における教育との円滑な接続
  - ・ 乳幼児期にふさわしい生活を通じ、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う
  - ・ 小学校児童との交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど連携を通じた質の向上を図る
- 認定こども園として特に配慮すべき事項を考慮
  - ・ 0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を発達の連続性を考慮して展開
  - ・ 生活の連続性や生活リズムの多様性に配慮し、在園時間・入園時期・登園日数の違いを踏まえ、一人一人の状況に応じて工夫
  - ・ 環境の構成の工夫について、満3歳未満と満3歳以上の園児のそれぞれを明示